

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

- 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部改正【産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課】 2
- 収納事務の委託（2件）【市民文化スポーツ局漫画ミュージアム事務局】 3
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 5
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 6

◇ 公 告

- 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 7
- 請負契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 8
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】 10

北九州市告示第74号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱（平成12年北九州市告示第364号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「工場」の次に「（植物工場（生育環境を制御して植物を安定的に生産する施設をいう。）を含む。）」を加え、同号イ中「市長」を「ア以外の施設であって、市長」に、「施設」を「もの」に改める。

第7条第1項中「1年」を「1年3月」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（基本規則との関係）

第12条 この要綱による企業立地促進補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

付 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

北九州市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける陳列品の観覧料の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町1番3号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第76号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市漫画ミュージアムにおける物品売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社アダチ	北九州市戸畑区中原新町1番3号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
2908	皇后崎町 13号線	前	北九州市八幡西区皇后崎町 15番1地先から 北九州市八幡西区皇后崎町 108番1地先まで	5.4 ～ 6.1	106.2
		後	北九州市八幡西区皇后崎町 15番1地先から 北九州市八幡西区皇后崎町 108番1まで	5.4 ～ 11.4	106.2

北九州市告示第78号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2908	皇后崎町 13号線	北九州市八幡西区皇后崎町15 番1地先から 北九州市八幡西区皇后崎町10 8番1まで	平成30年3月28日

北九州市公告第182号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第14項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第15項の規定により公告する。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

福岡市中央区長浜二丁目1番5号

トヨタカローラ福岡株式会社

代表取締役社長 金子 護

(2) 敷地の位置

北九州市小倉北区上到津三丁目111-4, 111-7、126-2及び126-3

(3) 用途地域

商業地域

(4) 建築物の主要用途

物品販売業を営む店舗（自動車修理工場付）

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の期日

平成30年4月4日（水）午後2時から

3 意見の聴取の場所

北九州市小倉北区真鶴一丁目5番15号

北九州市立泉台市民センター 第二集会室

北九州市公告第183号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	日吉台光明線道路改築工事（29-10）
	工事場所	北九州市八幡西区折尾一丁目
	工事内容	工事延長 40メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成30年8月31日まで
	予定価格	2,356万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成24年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとしたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成28年度又は平成29年度に発注した予定価格（注4）2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成30年3月26日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1)	この公告の日から平成30年4月2日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで
	(2)	平成30年4月3日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間	(1)	平成30年4月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで
	(2)	平成30年4月16日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年4月17日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。</p> <p>ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> <p>イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> <p>ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) 本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第184号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成30年3月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ小倉南店新館
北九州市小倉南区上葛原二丁目21番111号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ナフコ
代表取締役 深町勝義
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ナフコ
代表取締役 深町勝義
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年11月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,206平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
147台
 - (2) 駐輪場の収容台数
20台
 - (3) 荷さばき施設の面積
98平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
33.42立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前 7 時から午後 9 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 2 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 8 時から午後 8 時まで

8 届出年月日

平成 30 年 3 月 20 日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成 30 年 3 月 28 日から同年 7 月 30 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成 30 年 7 月 30 日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見